

○釧路市支所設置条例

平成17年10月11日
釧路市条例第17号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、支所(行政センター及び行政センターが総括する支所を除く。以下同じ。)を設置する。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
鳥取支所	釧路市住之江町6番25号	市内一円
春採支所	釧路市武佐1丁目3番4号	
桜ヶ岡支所	釧路市桜ヶ岡4丁目3番28号	
大楽毛支所	釧路市大楽毛5丁目1番22号	

(委任)

第3条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

[この条例](#)は、平成17年10月11日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第4号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(規則で定める日 平成22年4月9日規則第39号により平成22年5月1日)

附 則(平成28年3月18日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。